

香芝市告示第143号

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年7月1日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、送迎用駐車場を利用する児童及び保護者の安全を確保するため、香芝市内の民間保育所等の設置者に対し、予算の範囲内において香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 送迎用駐車場 児童の送迎を目的とした民間保育所等の駐車場をいう。
- (2) 民間保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設及び同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（次条第1項において「補助対象者」という。）は、第6条の規定による申請の日において香芝市内に民間保育所等を設置する者であって、第14条第1項の規定により、市長が事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合があることについて、あらかじめ同意するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる送迎用駐車場の整備に係る経費とする。

- (1) 歩行者用の通路（以下「歩行者用通路」という。）のカラー塗装
- (2) 自動車（道路交通法（昭和35年法律105号）第2条第1項第9号の自動車をいう。以下同じ。）の車路及び駐車のに供する部分（以下「駐車区画」という。）と歩行者用通路とを分離することを目的としたアーチ型の車止めの設置
- (3) 自動車の車路及び駐車区画と歩行者用通路とを分離することを目的としたフェンスの設置

2 前項の規定にかかわらず、送迎用駐車場の一部が既に次項の基準を満たし

ていることにより整備を行う必要がない場合を除き、前項第1号に掲げる整備のみを行う場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる整備のみを行う場合は、当該整備に係る経費は、補助対象経費としない。

3 第1項の整備は、次の基準を全て満たすものでなければならない。

- (1) 別図を参考に行うこと。
- (2) 歩行者用通路の幅は、1メートル以上とすること。
- (3) 自動車の車路の幅は、3.5メートル以上とすること。
- (4) 面積が500平方メートル以上の駐車場にあっては、自動車の車路について、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第8条の技術的基準によること。
- (5) 歩行者用通路の塗装色は、明るい緑色とすること。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- (6) 第1項第3号のフェンスにあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 高さは、1メートル以上とすること。
 - ロ 伸縮型のフェンスでないこと。
 - ハ 歩行者が自動車の車路及び駐車区画と歩行者用通路とを安全かつ容易に往来できるよう、フェンスの横幅おおむね5メートルにつき1か所門扉を設けること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる整備 カラー塗装1平方メートル当たり1万2,000円
- (2) 前条第1項第2号に掲げる整備 アーチ型の車止め1本当たり2万6,000円
- (3) 前条第1項第3号に掲げる整備 次に掲げる区分に応じ、フェンスの横幅1メートル当たりそれぞれ次に掲げる金額
 - イ フェンスの高さが1.8メートル以上の場合 3万5,000円
 - ロ フェンスの高さが1.5メートル以上1.8メートル未満の場合 2万8,000円
 - ハ フェンスの高さが1.2メートル以上1.5メートル未満の場合 2万4,000円
 - ニ フェンスの高さが1メートル以上1.2メートル未満の場合 2万2,000円

2 補助金の額は、補助対象経費の額と前項の上限額とを比較していずれか低

い方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、補助金の額の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 送迎用駐車場の位置が分かる書類
- (2) 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- (3) 整備に係る工事の設計図の写し
- (4) 送迎用駐車場の現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容及び第4条第3項に規定する基準に適合するかどうかを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業の内容等の変更)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、やむを得ない理由により事業の内容等を変更するときは、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金変更承認申請書（第4号様式）に、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の規定による交付の決定があった補助金の額の100分の20に相当する額を超えない変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容及び第4条第3項に規定する基準に適合するかどうかを審査し、適当と認めたときは、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業が完了した後、速やかに香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付して、

市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し
 - (2) 工事請負契約書の写し
 - (3) 完成後の写真
 - (4) 前条第1項ただし書の規定により事業の内容等の変更について申請をしていない場合は、第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容及び第4条第3項に規定する基準に適合するかどうかを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付金額確定通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができるものとする。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により概算払を受けた者は、第10条の規定による通知を受けたときは、速やかに香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金概算払精算書（第10号様式）を市長に提出し、補助金を精算しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反した者がいるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるとき。

(報告等)

第14条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行うことができ

るものとする。

- 2 市長は、前項の規定により事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合は、あらかじめ交付決定者の同意を得た上で行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

電 話 番 号

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金の交付について、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、関係書類を添付して申請します。

また、要綱第14条第1項の規定により、市長が事業の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合があることについて、あらかじめ同意します。

申請金額 金 円

添付書類

- ☐ 送迎用駐車場の位置が分かる書類
- ☐ 補助対象経費及びその内訳が分かる見積書の写し
- ☐ 整備に係る工事の設計図の写し
- ☐ 送迎用駐車場の現況写真
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金について、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

交付決定金額 金 円

第 3 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金について、次の理由により不交付と決定しましたので、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、通知します。

不交付の理由

第4号様式（第8条関係）

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金変更承認申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金について、事業の内容等を変更したいので、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、関係書類を添付して次のとおり申請します。

変更内容

添付書類

☐要綱第6条各号に掲げる書類のうち事業の内容等の変更に係る書類

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金に係る事業の内容等の変更について、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

変更後の交付決定金額 金 円

第6号様式（第9条関係）

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金実績報告書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金について、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、関係書類を添付して次のとおり報告します。

添付書類

- ☐ 補助対象経費及びその内訳が分かる領収書等の写し
- ☐ 工事請負契約書の写し
- ☐ 完成後の写真
- ☐ 要綱第8条第1項ただし書の規定により事業の内容等の変更について申請をしていない場合は、要綱第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金について、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり通知します。

交付確定金額 金 円

第8号様式（第11条関係）

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付請求書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

印

電 話 番 号

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金の交付を受けたいので、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

第 9 号様式（第 1 2 条関係）

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金概算払請求書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名 印

電 話 番 号

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金の概算払を受けたいので、香芝市民間
保育所等駐車場整備費補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、次のとおり
請求します。

概算払請求金額 金 円

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金概算払精算書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付金額が確定した香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金について、香芝市民間保育所等駐車場整備費補助金交付要綱第 1 2 条第 3 項の規定により、次のとおり精算します。

概 算 払 を 受 け た 金 額	金 円
交 付 確 定 金 額	金 円
差 引 過 不 足 金 額 (☐ 請求金額 ☐ 返還金額)	金 円

備考 不足金額を請求する場合は、代表者職氏名欄に押印してください。

別図（第4条関係）

1 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる整備



2 第4条第1項第1号及び第3号に掲げる整備

